

芸術学部

1 教職課程受講継続条件

- 芸術教育学科では、教職課程の受講継続に際して次の条件を定めています。この条件を満たすことができない場合は、教職課程を継続して受講することはできません。* 1

学年	学期	受講継続条件	実 習
1年次	春	4月中に実施される「教職ガイダンス」を受けること	・参観実習
	秋	終了時（全科目）の累積GPAが2.30以上あること 終了時に学科が定めた教職適性判定試験（実技・面接を含む）に合格していること	
2年次	春	—	・介護等体験
	秋	終了時（全科目）の累積GPAが2.30以上あること 終了時に学科が定めた教職適性判定試験（実技・面接を含む）に合格していること	
3年次	春	—	・教育実習（中・高） * 2
	秋	終了時（全科目）のGPAが累積2.30以上あること	
4年次	春	—	・教育実習（小） * 3
	秋	—	

- * 1 その他教職課程受講に関する詳しい内容は、別冊「教職課程受講ガイド」にて確認してください。
- * 2 「教育実習（中・高）」を履修するためには、次の2つの条件を満たしていることが必要です。①「教育実習」「教職実践演習」以外の「教職に関する科目」の必修科目を修得済みであること。なお、各教科の指導法については、音楽コースの学生は「音楽科指導法ⅠおよびⅡ」、美術・工芸コースの学生は「美術科・工芸科指導法Ⅱおよび美術科指導法Ⅰ」を修得するものとする。②「教育実習（事前指導）」に合格していること。
- * 3 「教育実習（小）」を履修するためには、次の4つの条件を満たしていることが必要です。①教育実習（中・高）の評価が「F」でないこと、②教職課程受講継続条件を満たしていること、③「小学校特別課程履修」の科目のうち8科目16単位（各教科の指導法5科目10単位を含む）以上を修得済みであること、④「教育実習（小）事前指導」に合格していること。

教科に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

音 楽

芸術学部 芸術教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考	
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
ソルフェージュ	20	○ソルフェージュ	2	2			
声乐 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		○声乐基礎	2	4		日本の伝統的な歌唱を含む	
		和声学	2				
		○合唱	2				
		声乐Ⅰ	2				
		声乐Ⅱ	2				
器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		○鍵盤楽器基礎Ⅰ	2	10		伴奏を含む	
		鍵盤楽器基礎Ⅱ	2				
		○管・打楽器基礎	2			和楽器を含む	
		○弦楽器基礎	2				
		○合奏	2				
		○伴奏法	2				
		鍵盤楽器Ⅰ	2				
		鍵盤楽器Ⅱ	2				
		器楽Ⅰ	2				
		器楽Ⅱ	2				
指揮法			○指揮法	2	2		
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		作曲Ⅰ	2	6			
		作曲Ⅱ	2				
		○作曲法	2			編曲法を含む	
	民族音楽概説	2					
	西洋音楽史	2					
	日本音楽史	2					
	鑑賞教育理論（音楽）	2					
	○音楽理論	2					
	○音楽史	2			日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む		
		20	免許状取得に必要な単位数			24	

〔備考〕 ○印は必修科目